国勢調査にご協力お願いします

●お問い合わせ
未来デザイン推進課
☎０９７３－７６－３８７４

令和7年10月１日現在、日本に住むすべての人（外国人含む）と世帯を対象に令和7年国勢調査を実施します。

国勢調査は、5年に一度、行われる最も重要な統計調査であり、漏れなく正確に回答する必要があります。調査期間中は調査員が各世帯を訪問しますのでご協力をお願いします。

●インターネットでの回答
9月20日（土）～10月8日（水）

●調査票（紙）または郵送での回答
10月1日（水）～10月8日（水）

《キャンペーンサイト》

●国勢調査 2025 キャンペーンサイトは上記二次元コードよりご覧いただけます。

「かたり調査」にご注意ください！

国勢調査を装った不審な訪問者や電話等にご注意ください。

統計調査員は顔写真を貼った「調査員証」を携帯しておりますので、提示を求めるようにしてください。

国勢調査では、金品を請求したり、口座番号やキャッシュカードの暗証番号などをお聞きしたりすることは絶対にありません。

物品役務等の入札参加資格について

●お問い合わせ
総務課　☎０９７３－７６－３８００

令和6年12月1日から九重町においても物品役務等に関する入札参加資格制度の運用を開始しています。

九重町の入札に参加を希望する事業者は、大分県庁内に設置されている『共同受付センター』にて、入札参加資格に関する登録申請の手続きをお願いします。

申請方法については下記のサイトにて確認をお願いします。

『競争入札参加資格審査申請について（物品・役務）【新規・更新】』
https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html

『オンライン申請ページ』
https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/20100shikaku2024/door

ココバス活用術と目的地の追加について

●お問い合わせ　未来デザイン推進課　☎０９７３－７６－３８７４

昨年の10月より運行しております、予約型乗合バス『ココバス』の活用術をご案内します。
今回は、予約についてです。

ココバスは予約型乗合バスであることから**予約が必要**です。
インターネットは使えないし、電話で予約といっても難しそう　**乗換の時間を調べるのは億劫**
など、予約に対する心配ごとを抱えているかたも多くいらっしゃるかと思います。

ココバス予約センターでは、
おおまかな時間、出発地、目的地をお伝えいただければ、乗換の時間や行程を一緒にお調べいたします。
全て自分で調べて電話する必要はありません。どうやって目的地まで行ったらいいかという相談にもご対応いたします。まずは、心配なさらずお電話ください。

※ココバスの利用には**利用者登録が必要**です。利用者登録がお済でない方は未来デザイン推進課（76−3874）までお問い合わせください。

◎予約型乗合バス「ココバス」の目的地について下記のとおり追加いたしました。

施　設　名：隣保館
対象地区：全地区 ※東飯田地区対象施設から全地区対象施設への変更

おおいた広域窓口サービス終了のお知らせ

●お問い合わせ　住民環境課　☎０９７３－７６－３８０２

これまで大分県内 17 市町村の窓口で住民票の写し、戸籍謄・抄本など各種証明書を取得できる「おおいた広域窓口サービス」を実施しておりましたが、令和８年３月 31 日をもちまして終了することとなりました。

サービス終了後の証明書の取得方法については、発行元の市町村にお問い合わせください。

九重町では窓口で取得できるほか、郵送請求が可能です。戸籍謄本や戸籍抄本などは令和６年３月１日から戸籍の広域交付が開始されており、本籍地以外の市区町村でも取得できるようになっていますのでご利用ください。

農業者なら誰でも入れる「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

●お問い合わせ　農業委員会　☎０９７３－７６－３８０５

○農業者年金へは次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

1 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
2 年間60日以上農業に従事
3 20歳以上60歳未満

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）加入が必要です。
※農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。

○積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。
（仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。）

○保険料はいつでも変更できます。
月額2万円を基本とし、6万7千円の間で、千円単位でいつでも額を変更することができます。
※35歳未満で一定の要件を満たす方は月額1万円から加入できます。

○税制面で大きな優遇措置があります。
支払った保険料は、全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

○一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

農地パトロール（利用状況調査）を実施します

遊休農地等の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策として今年も町内全域の農地パトロールを実施します。実施期間は令和７年８月～ 10 月です。

身分証をつけた農業委員・農地利用最適化推進委員が調査を行います。確認のため農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

農地転用等についてのお願い

農地の売買、農地を農地以外にすること、農地の形状などを変更して住宅や駐車場、植林、太陽光発電施設のように耕作目的以外に使用する農地転用を行うには、農地法に基づく手続きと許可が必要です。

農地法の許可を得ずに行った売買契約は無効となるほか、無断で農地を転用した場合は農地法の規定により罰則が適用されます。詳しくは、農業委員会までご相談ください。

公的相談窓口「事業承継 出張相談会」が開催されます

●お問い合わせ　観光・地域振興課　☎０９７３－７６－３１５０

事業承継について、専門家に気軽にお尋ねいただける無料の相談会です。

国が設置した公的な相談窓口「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」の専門相談員が、豊富な知識と経験に基づき、中立・公正な立場から親身にアドバイスいたします。

相談事例

「後継者がいない、誰に相談すれば…」「事業承継の税金や法的手続きが不安」
「親族にスムーズに事業を引き継ぎたい」「従業員や第三者への引継ぎ（M＆A）に興味がある」

▲申込フォーム

秘密厳守　**大分県事業承継・引継ぎ支援センター「九重町 出張相談会」**

●開 催 日　令和7年10月1日（水）10：00～12：00、13：00～16：00
●場　　所　九重町役場3階302会議
●相 談 料　無料
●申込方法　①右記二次元コードまたは九重町ホームページから申込み
　　②電話（観光・地域振興課 ☎ 0973-76-3150）で申込み
●注意事項　相談会は完全予約制です。先着順（1日5組、1枠50分）です。

▲九重町ＨＰ

九重町と大分県が連携して滞納整理を強化「滞納は許しません！」

●お問い合わせ　税務課　☎０９７３－７６－３８０３

九重町では「公平・公正な税の負担」と「まちづくりを進める上で重要な財源確保」のため、7月より大分県特別滞納整理室職員と日田市、由布市、玖珠町、九重町の4市町の職員が連携して滞納整理を行い、収納率の向上を目指しています。

（納期内納付のお願いと滞納処分について）

多くの町民の皆さんが納期内納付を守っている中で、督促及び催告に応じない滞納者や収入があるにもかかわらず少額の納付しかしない滞納者には、税の公平性を保ち、町民として負担の義務を果たしていただくため、不動産や預貯金・給与・売掛金等の差押えといった滞納処分を行います。

さらに「タイヤロック（車輪止め）」による自動車やバイクなどの差押えも実施しています。タイヤロック装着後も納税されない場合は、公売等により売却し、その売却代金を未納の税金に充てることになります。

財産の差押えは法律で定められており、滞納者の意思にかかわらず行う強制処分です。

また、納期限を過ぎると延滞金が発生する場合がありますので、納期内納付をお願いします。

（口座振替のご案内）

税や保険料の納付には便利な口座振替（指定口座からの引き落とし）をご利用ください。

大分銀行、大分県農協、大分県信用組合、ゆうちょ銀行からの口座振替が可能です。

口座振替をご希望の場合は税務課までご連絡をお願いします。

「大分県職員派遣・4市町相互併任辞令交付式」

「滞納対策のタイヤロック（車輪止め）」

九重町調整給付金（不足額給付）について

●お問い合わせ　税務課　☎０９７３－７６－３８０３

令和６年度に実施した「定額減税調整給付金（当初調整給付金）」では、デフレなどの経済状況から出来るだけ早期に給付する観点から、令和５年分の所得や扶養状況から推計所得税額を算出し、「調整給付金」として全国の市町村で実施されました。

今回は、令和６年分の所得税額が確定したことで、実績に基づき当初支給額に不足額が生じた方等に対して当初調整給付金との差額を支給するものです。

《支給対象者の例》

①**令和６年１月１日から令和６年12月31日**の間に生まれた子どもを扶養している方
②令和６年中に事業専従者（青色・白色）であった方、または令和6年分及び令和５年分の合計所得金額が48万円を超える方で要件を満たす方
③令和６年中の収入が、令和5年中の収入を下回った方　　など

対象となる方には、令和７年８月中に順次、**対象者へ通知をお送りします。申請方法は、郵送による確認書提出か、確認書に記載された受付番号を利用したオンラインでの申請を予定しております。**現在、支給額の算定に係る準備中です。ご自身が対象となるかどうか等、個別具体的なお問い合わせについてはお答えできかねますのでご了承ください。

転入者の方について

令和６年中（令和６年１月２日から令和６年12月31日の間）に九重町に転入された方のうち、「令和６年度に実施した（令和５年の所得情報に基づき令和６年分の所得税額を推計し給付額を算出した）当初調整給付額」よりも「令和７年度に（令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち）改めて算出した調整給付額」が多くなった方は差額分請求の申請が必要になります。

手続き方法・必要書類等については、８月下旬頃ホームページ（HP）にてお知らせいたします。

今回の不足額給付は、令和７年１月１日時点に住民票がある市町村が給付窓口になります。

「還付を受けられるので ATM へ」は詐欺です！

今回の定額減税や給付金について、国税庁や税務署、都道府県・市区町村から、「還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をショートメール、メール、電話でお聞きすることや、ATM を操作していただくような連絡をすることはありません。

九重町釣団地を若者・子育て世帯に分譲します！

●お問い合わせ　観光・地域振興課　☎０９７３－７６－３１５０

若者・子育て世帯の移住定住を目的に、釣団地内の 12 区画について分譲販売を実施します。また対象世帯に補助金を交付し、若者・子育て世帯の移住定住を応援します。

◆所　在　地：大分県玖珠郡九重町大字右田字ツル 2946-2 外

◆申込対象者：若者世帯（夫婦ともに 40 歳未満の世帯）
子育て世帯（18 歳未満の子を扶養している世帯）

◆申 込 期 間：令和 7 年 9 月 16 日～令和 7 年 10 月 31 日
※原則 1 世帯 1 区画

◆販 売 価 格：1㎡あたり 10,900 円～ 13,300 円（区画の条件等により異なります）

◆土 地 面 積：216.77㎡～ 302.66㎡

◆建 築 条 件：1 戸建て専用住宅及び関連する付属建物とし建築構造は問わない。

◆申込条件等：町税の滞納その他町に対する債務の不履行がない者（同一世帯員を含む）
2年以内に住宅建築に着手し、継続して居住することが確実な者。
宅地の代金を町が指定する日までに支払うことができる者。
暴力団及び反社会的行為を行う団体の構成員等でないこと。

◆補 助 制 度：**若者・子育て世帯に対し、一律100万円を助成する。（支給要件あり）**

▲詳細はこちら
九重町ＨＰ

町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ　建設課　☎０９７３－７６－３８１１

町営住宅

松岡台住宅

住　　所： 九重町大字右田3150番地の1
募集戸数： 一般世帯向け２戸（3LDK）
そ　の　他： IHクッキングヒーター（20A措置タイプ）が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円／月

青山住宅

住　　所： 九重町大字右田785番地の1
募集戸数： 一般世帯向け１戸（3LDK）
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円／月

豊後中村住宅

住　　所： 九重町大字右田687番地
募集戸数： 一般世帯向け２戸（3LDK）
そ　の　他： ＩＨクッキングヒーター（20A措置タイプ）が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1，000円／月

申込みについて

募集期間：令和７年8月15日(金) ～ 令和７年８月29日(金) 午後５時まで

申込書提出先：九重町役場２階　建設課窓口まで

●入居予定日：令和7年10月1日から
●敷金（入居時住宅使用料の3月分）を入居手続きの際に納入が必要です。
●入居後、共益費が必要です。
●申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
●申込書は建設課（役場2階）に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
●町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。

▲九重町ＨＰ

電動生ごみ処理機やコンポストを利用しませんか？

●お問い合わせ　住民環境課　☎０９７３－７６－３８０２

生ごみに含まれる水分量は 70 ～ 80%と言われています。水切りをしたり、コンポストを利用することでごみの減量につながります。生ごみ処理機（電動式）（購入費用の２分の１以内とし、25,000 円を限度とする）と生ごみ処理容器（コンポスト）（購入費用の２分の１以内とし、5,000 円を限度とする）の購入に対して補助を行っていますのでご活用ください。

生ごみ処理機（電動式）

利用者の声

以前からコンポストを利用していましたが、夏場の虫や臭いが気になっていたため、乾燥式の生ゴミ処理機を購入しました。私が使っている生ゴミ処理機の一番乾燥度合いが強いコースで、約9 時間、電気代は1 回30 円くらいです。乾燥後の生ごみの量は半分くらいになります。虫や臭いは気にならなくなり快適です！

以前は、特に夏場のキッチンからの生ごみの臭いが気になっていました。
朝出勤前にセットすると、帰った時にはパリパリに乾燥していて、臭いは全くせず、乾燥して軽くなっているのでゴミの量も大きく減りました。
今ではすっかり手放せない家電になっています。

九重町認知症高齢者等の個人賠償責任保険事業について

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１

九重町では、認知症の方が他人にケガをさせたり他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償を負った場合に、保険金の支払いを受けることができる「九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険」があります。

九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険

▶保険加入料

保険料全額を九重町が負担するため、加入された方の自己負担はありません。

▶保険加入の対象者

すべてに該当する方
- □九重町高齢者等SOS ネットワークに事前登録されている40 歳以上の方
- □九重町に居住している方
- □本人が在宅生活している方（※1）
- □要介護認定を受けており認知症高齢者の「日常生活自立度」がⅡa以上の方
- □その他医師の診断により加入が必要と認められる方

（※1）下記の①～③の施設等で生活している人は、この保険の対象外です。

①介護保険制度おける施設サービス及び居住系サービスを利用している方

施設サービス　「介護老人福祉」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」「地域密着型介護老人福祉施設」

居住系サービス　「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入居者生活介護」

②医療法に規定する病院または診療所に入院している方

③次のいずれかの社会福祉施設に入所している方
- ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等に入所している方
- ●生活保護法に規定する救護施設及び更生施設に入所している方
- ●老人福祉法に規定する養護老人ホームに入所している方

▶こんな場合に保険金が支払われます（補償内容）

- ●他人の敷地に侵入し、育てている農作物等を荒らしてしまった
- ●他人の車を叩く等し、傷をつけてしまった
- ●シニアカーで歩行者と衝突してケガを負わせてしまった
- ●スーパーやコンビニ等で、店の商品や備品を壊してしまった

個人賠償責任保険（上限1億円）

壊してしまった物を弁償または修理する費用、ケガを負わせてしまった相手の治療費や慰謝料、休業補償等が支払われます。

また、弁護士が必要になった場合の弁護士費用、さらに裁判になった場合は裁判費用も併せて支払われます。

▶加入申込みについて

申込時期　随時受付

申込方法　地域共生支援課（役場1 階）に、次の①～③の書類を提出してください。加入要件の確認を行い、加入申請の結果通知書を後日お送りします。

【提出書類】①九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書
②診断書（介護認定の状況により「認知症高齢者の日常生活自立度」が確認できる場合は不要）

(!) 必ず高齢者等SOS ネットワークの事前登録（13 ページ）を行ってください。保険事業のみの加入はできません

第3次健康ここのえ21計画より「飲酒について」

●お問い合わせ　健康・子育て支援課　☎０９７３－７６－３８３８

夏は、飲酒の機会が増加します。また、暑いからとアルコールで水分補給をしていませんか？ 九重町では、お酒を飲む頻度が毎日の男性、飲酒日の１日あたりの飲酒量が多い男性（2～3合未満、3合以上）が大分県平均より多くなっています。お酒を大量に飲み続けると、脳血管疾患、心筋梗塞、高血圧、脂質異常症、糖尿病、食道・胃炎など、からだ全体に悪影響を及ぼすため注意が必要です。自分にあった飲酒量を決め、健康に配慮した飲酒を心がけましょう。

お酒との付き合い方を見直してみよう

- 自らの飲酒状況などを把握する
- あらかじめ量を決めて飲酒する
- 飲酒前、飲酒中に食事をとる
- 飲酒の合間に水を飲む
- 1週間のうち、飲まない日を設ける

脳萎縮、認知症の原因にもなり得ます。アルコール性の脳萎縮の場合は、お酒を止めることで回復すると言われています。

～1日当たりのお酒の適量～

※すべてを合わせた量が適量ではなく、どれか1つで適量となります。
※女性や高齢者は下記に記された量の半量が適量となります。

ビール（5%）
ロング缶1本（500 ml）

日本酒
1合（180 ml）

ウィスキー
ダブル1杯（60 ml）

焼酎（25度）
グラス1/2杯（100 ml）

ワイン
グラス2杯弱（200 ml）

チューハイ（7%）
缶1本（350 ml）

九重町高齢者等ＳＯＳネットワーク事業　－事前登録制度のお知らせ－

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１

認知症により、記憶力や判断力が低下し、道に迷ったり、自分の家が分からなくなり、外出したまま家に戻れなくなる場合があります。そのような場合に登録された情報を関係機関に提供し、早期の発見・保護につなげるのが九重町高齢者等SOSネットワーク事業の「事前登録制度」です。

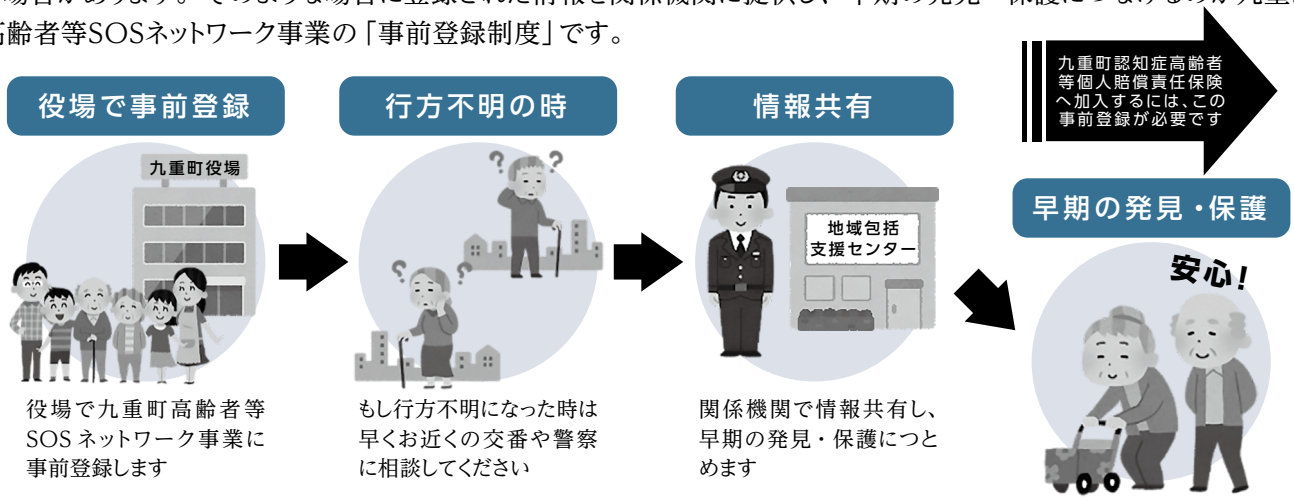

事前登録制度とは

■どんな人が利用できますか？
制度が利用できる人は、九重町内にお住いで、認知症等により行方不明になるおそれのある人です。

■どこで申請できますか？
申請を希望される方（ご本人やご家族等）は、地域共生支援課（役場1階）にお越しください。

■申請の際に必要な書類はありますか？
印鑑と登録する方の写真（顔写真と全身が写ったもの）が必要ですので、事前にご準備ください。

「あなたの地域で　認知症とともに　いきいきと暮らす」　９月はアルツハイマー月間です。

ここのえオレンジフェスタ2025
～映画「オレンジ・ランプ」上映会を開催します！～

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１
九重町地域包括支援センター　☎０９７３－７６－３８６３

認知症への理解を深めるため、毎年9月21日は「世界アルツハイマーデー」と制定され、この日を中心に認知症の啓蒙を実施しています。また、９月を「アルツハイマー月間」と定め様々な取り組みが行われています。

九重町では、認知症に対する理解を深め、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域について考える機会となることを目的として、「オレンジフェスタ 2025」を開催します。認知症について一緒に考えてみませんか。

※「オレンジ」は認知症支援のシンボルカラーです。

日　時

9月20日(土)

13:00 開場
13:30 ～16:00

会　場

九重文化センターホール

参加無料
※要整理券

先着200名

＊役場地域共生支援課（1階）、九重町社会福祉協議会また各地区公民館にて、整理券を配布しています。

【ストーリー】39歳で若年性認知症と診断された男性が、戸惑いや不安に押しつぶされそうになる中、ある出会いをきっかけに光を見出し、家族とともに前向きに生きていく、実話を元にした物語です。

◎図書館や公民館とコラボで「認知症コーナー」を設置します！

文化センター内図書館では、９月に認知症の特設コーナーを設置し、認知症の基礎知識や介護に関する書籍の紹介、パネルの展示を行います。また、野上公民館入り口の図書コーナーにおいても同様の展示を行います。子どもから大人まで、認知症や介護についての書籍にふれることができます。機会があればぜひお立ち寄りください。

◎『オレンジカフェ』を毎月2カ所で開催しています！

『オレンジカフェ』とは、認知症の方とその家族、地域の方、医療や介護の関係者など誰でも気軽に参加できる場所です。コーヒーやお茶を飲みながら、お話や情報交換をしたり交流できる場です。開催場所は野上地区と南山田地区です。地区を問わずにどちらの会場でも参加できます。９月のカフェは下記のとおりです。

【野 上 地 区】　場所：野上ふれあい交流センター（野上公民館）
■と　き：9月10日（水）　14時～15時30分

【南山田地区】　場所：南山田ふれあい交流センター（南山田公民館）
■と　き：9月16日（火）　14時～15時30分

＊事前の申し込みは不要です。
＊参加費として100円（飲み物とお菓子代）をいただいていますのでご準備ください。

◎「ものわすれ相談室」を2カ月に1回各地区公民館で行っています！

“ものわすれが気になる”“認知症の予防をしたい”“脳の健康度が知りたい”などの相談を専門の相談員が無料で個別に受け付けています。９月・10月の相談室は下記のとおりです。時間は全て10時～11時30分になります。

【東飯田地区】■と　き：10月１日（水）　場所：東飯田ふれあい交流センター（東飯田公民館）
【野 上 地 区】■と　き：10月７日（火）　場所：野上ふれあい交流センター（野上公民館）
【飯 田 地 区】■と　き：９月４日（木）　場所：飯田ふれあい交流センター（飯田公民館）
【南山田地区】■と　き：９月５日（金）　場所：南山田ふれあい交流センター（南山田公民館）

◎あなたも『認知症サポーター』になりませんか？

『認知症サポーター』とは、なにか特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かく見守る『応援者』です。九重町では認知症サポーター養成講座を行っています。自治会、サロン、職場、PTAなど、いろんな団体を対象に、随時開催しています。お気軽にご相談ください。

認知症サポーター養成講座を受講した人全員に、「認知症サポーターカード」をお渡ししています。

健康相談・栄養相談・歯科口腔相談・ご長寿健康相談の実施について

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１
大分県後期高齢者医療広域連合　☎０９７－５３４－１７７１

大分県後期高齢者医療広域連合では、被保険者に健康相談、栄養相談、歯科口腔相談、ご長寿健康相談を行っています。

健康相談員として保健師・看護師・管理栄養士・言語聴覚士・歯科衛生士がご自宅を訪問し、健康管理や日常生活での改善点など、個々の状況にあったアドバイスやご相談を行うものです。

対 象 者：健康相談・・・・・・県内500名程度　　歯科口腔相談・・・・県内400名程度
　　栄養相談・・・・・・県内700名程度　　ご長寿健康相談・・・県内1,500名程度

対象の方には事前にご案内を送付いたします。

「熱中症特別警戒アラート」の運用について

●お問い合わせ　健康・子育て支援課　☎０９７３－７６－３８３８

気候変動適応法の改正により、令和6年度から熱中症特別警戒情報（通称：熱中症特別警戒アラート）の運用が開始されました。熱中症特別警戒情報は、県内14の観測地点全てで極めて厳しい暑さ（暑さ指数35以上）が予想される場合に、環境省から発表されます。

観測地点

国見、中津、豊後高田、院内、杵築、日田、玖珠、湯布院、大分、犬飼、竹田、佐伯、宇目、蒲江

発表基準

大分県内の暑さ指数情報提供地点のすべての最高暑さ指数（WBGT）が35に達する予測の場合に、前日の午後2時頃発表されます。

※暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい 湿度、日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標です。

町からのお知らせ方法

防災行政無線及びホームページ、公式SNS、ケーブルテレビの字幕放送により「熱中症特別警戒アラート」の発表をお知らせします。（防災行政無線によるお知らせは、前日夕方と当日の早朝の予定です。）

「熱中症特別警戒アラート」が発表された時の対応

1. 不要不急の外出を控え、冷房が効いた室内で水分をこまめに取りましょう
2. 自分の身を守るだけでなく、家族や周囲の方への声掛けをしましょう
3. 普段以上に熱中症予防行動を実践しましょう
4. やむを得ず外出する際や、外出時に危険な暑さに見舞われた場合には、涼しい環境への避難、風通しのいい日陰やクーラーが効いている室内などに避難しましょう。

暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

九重町では、町役場、文化センター、各地区ふれあい交流センター、保健福祉センターの開館時間を暑熱避難施設として開放します。

※自宅にエアコンがある場合等、涼しい環境が確保できる際には、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）への避難は必要ありません。（避難される場合は、施設のルールを守ってご利用ください。）

「熱中症特別警戒アラート」等のメール配信サービスについて

環境省が発表する「熱中症特別警戒アラート」と「熱中症警戒アラート」の情報をメール配信するサービス（無料）をご利用になれます。ご希望の方は、下記二次元コードよりご利用ください。（但し、情報取得にかかる通信料等は利用者の負担となります。）

PC・スマートフォンから

フィーチャーフォン（ガラケー）から

防災・見守りマップづくりについて

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１

近年頻発する自然災害等の「非常時の備え」と「日頃からの支え合い」について、地域のみなさんで一緒に考えてみませんか?この取り組みは、地域の方々が集い、大きな地図に災害危険箇所や日頃の見守り状況等あらゆる情報を記入することで、自分が住んでいる地域について、改めて情報共有することができます。このマップづくりを行うことで、災害時の危険箇所確認や避難のタイミングについて、理解を深め、防災意識を高めることができるとともに、これからもお互いが支え合う地域づくりにつながります。

申込みについては、地域の区長を通して、九重町役場地域共生支援課または九重町社会福祉協議会（☎0973- 76- 2500）までお問い合せください。

シリーズ『障がい福祉』⑭

障がい福祉にかかわる事業所・施設の紹介
－就労継続支援Ｂ型事業所　ほほえみ工房玖珠

●お問い合わせ　地域共生支援課　☎０９７３－７６－３８２１

平成23年10月に就労継続支援Ｂ型事業所として開所した「ほほえみ工房玖珠」は、10周年を機に施設を大規模改修し、令和４年10月にリニューアルオープンしました。清潔感のある施設で、利用者は日々作業に取り組んでいます。運営する（特非）SAKURA会は、障がい者が希望を持って地域で暮らせるよう、受けた恩を還元していきたいという「報恩感謝の心」を理念にしています。主な作業は、無農薬野菜の栽培やスギナ茶の選別、パンや飲料の袋詰め、シール貼りなど。畑ではショウガやスギナを含む18種類以上の野菜が栽培され、町内直売所で販売、余剰分は昼食に活用されています。理事長の中上節子さんは国際薬膳調理師で、栄養士と連携した健康的な昼食を提供。施設利用者に対して「食育から自立へ」を実践しています。玖珠町・九重町在住の方は送迎利用も可能。見学希望も随時受け付け中です。また、紹介制の薬膳カフェが月1回オープンし、予約制で「食養生ランチ」が楽しめます。第２金曜・第４土曜は養生弁当も販売。詳細はLINE公式アカウントよりご確認ください。

畑でのショウガ収穫の様子

月1回カフェで提供される「食養生」ランチ

リニューアルした作業場の様子

「就労継続支援Ｂ型事業所　ほほえみ工房玖珠」についてのお問い合わせ

〒879-4401　玖珠郡玖珠町大字四日市174番地の1
☎/FAX　0973-72-6035
E-mail　hohoemi-kusu@npo-hohoemi.or.jp

草原サミット・シンポジウムinここのえプレイベント
“草原の写真教室”の参加者を募集します

くじゅう連山のふもとに広がるタデ原湿原で、木道を歩きながら、植物や生きものなどの撮影や自然観察を行います。写真を撮影した後は、作品鑑賞会を行います。

初秋のタデ原で、すばらしい自然を体感しながら、写真の撮り方について学んでみませんか?みなさまのご応募をお待ちしております。

日　　時：9月20日（土）10：00～12：00
　　※雨天延期　延期日：9月21日（日）
場　　所：タデ原湿原（集合：長者原ビジターセンター）
講　　師：大分キヤノン株式会社
内　　容：カメラの使い方講座（30分）
　　タデ原湿原での写真撮影および自然観察（50分）
　　撮影した写真の選定・印刷・鑑賞会（40分）
　　※インクジェットプリンタで1人1枚印刷し、お渡しします
備　　品：カメラ貸与　※講座内では貸出品以外のカメラ、メディアは使用をお控えください。
参 加 費：無料
募集人数：15人（先着順）
申　　込：申込フォームより申込
　　もしくは九重町役場住民環境課へ電話（0973-76-3802）
締め切り：9月5日（金）

申込フォーム

注意事項
・機材貸出の際、身分証明書のコピーをいただきます。当日は、顔写真付きの身分証明書をご持参ください。（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
・事前にキヤノン専用アプリ『CameraConnect』をご用意（インストール）いただくと、当日撮影したデータのお持ち帰りが可能です。※インストールには時間を要するため、ご自宅にて事前準備をお願いします。

「Camera Connect」のダウンロードはこちら

Google Play　App Store

●主　催　第15回全国草原サミット・シンポジウムinここのえ大会実行委員会
●協　力　大分キヤノン株式会社
●後　援　九重町
●協　賛　一般財団法人 セブン-イレブン記念財団
●問い合わせ先
第15回全国草原サミット・シンポジウムinここのえ大会実行委員会事務局
九重町役場　住民環境課　環境グループ　　電話：0973-76-3802

消費生活研究会だより　Vol. 2

令和７年度第１回学習会を開催しました

わたしたちの行動が世界の未来を変える？

今回の学習会では、『ＳＤＧｓを知ろう！』『悪質商法の紹介』の２つのテーマを学びました。講師は、九重町消費生活相談窓口の甲斐相談員です。

『ＳＤＧｓを知ろう！』では、消費生活に関わりの深い目標を中心に説明を受け、わたしたちにも出来ることを考えました。ＳＤＧｓは世界の問題を解決していくための目標で規模が大きく、わたしたちが出来る事はないように感じてしまいます。しかし、ひとごとと思わず自分の生活にどう関わっているのかを考えることでわたしたちにもできることが見えてきました。

『悪質商法の紹介』では、テレビショッピングでのトラブルと点検商法について学びました。悪質な業者がどのような手口を使うのかをより多く知り、心の準備をすることでトラブルを回避できると良いなと感じています。今後も、流行っている悪質商法や詐欺についての事例を学習していきます。

わたしたちにもできること～ＳＤＧｓ宣言～

すでに取り組んでいることや、取り組みたいことを『SDＧｓ宣言』としてまとめました。たくさんの意見の中から一部を紹介します。

- 注文しすぎ食材の買いすぎをせず食品ロス削減！
- 交通ルールを守る！
- マイバッグやマイボトルを積極的に利用！
- 手洗いうがいの習慣づけで感染症予防！
- 節電！
  - 電源をこまめに切る
  - エアコンの温度調整をこまめにする
- 外出時のゴミは持ち帰る
- 栄養バランスの良い食事をとって健康を維持！
- あまった食材は地域食堂や知人におすそ分けする

外出先で自分で電気をつけたら必ず消すようにしています！
佐藤文代さん

出来るだけ使い捨てをやめ、長く修理しながら使っています。
武石章子さん

消費生活相談窓口からのお知らせ

友だち募集中！

全国的に増加している悪質商法や詐欺、製品事故などの注意喚起の情報を九重町ＬＩＮＥ公式アカウントでお知らせしています。

友だち追加はこちらの二次元コードから

新規会員募集

九重町消費生活研究会では新規会員を募集しています

- 学習会　年４回程度　平日午前中
- 視察研修　年１回程度
- 年会費　1,000円（視察研修時負担金あり）

入会希望の方はお気軽にご連絡ください

消費生活研究会のお問い合わせは住民環境課環境Ｇ　０９７３-７６-３８０２まで

(一社)ここのえ町づくり公社が始動しました！

令和７年12月に九重町、九重町観光協会、九重町商工会の3者により（一社）ここのえ町づくり公社が設立され、３名の職員で４月から本格始動しています。

私たちのミッションは「観光地域づくり※」を起点として、地域資源を活用して経済を活性化させ地域を持続可能にすることです。７月には観光庁の候補 DMO の登録申請を行いました。

※九重町の主要産業のうち、域外から稼いでいる産業は電気業を除けば観光産業（宿泊・飲食サービス業）が第1位（大分銀行データ）

DMOとは①科学的アプローチを取り入れた、②地域の多様な関係者を巻き込んだ観光地域づくり法人のことです。公社では①携帯電話に入っているアプリから抽出された位置情報などから解析できる人流データやオンライン旅行代理店の実際の宿泊データを活用して、観光ターゲットの選定や情報発信、事業の効果の測定をしています。また②については観光を入り口に様々な課題を解決すべく、九重町観光協会や商工会の他、立命館アジア太平洋大学(APU)、(一社）ツーリズムおおいた、行政機関、交通事業者、九重グリーンツーリズム研究会、長者原ビジターセンター、九重ふるさと自然学校などが参加する「九重町 DMO 連絡会議」をたちあげました。

九重町の人口は現在の 8151 人から 2045 年には 5800人と、約３分の２になると予想されています。人口が減少すると税収減による行政サービス水準の低下だけでなく、地域公共交通の縮小、空き家、耕作放棄地など様々な問題が発生します。

仮に 2045 年の九重町の定住人口減少分の消費額を町内全体の観光消費額で補おうとすると、現在よりも観光消費額を 10%増加させる必要があります。公社としてはまずは観光消費額を上げる戦略をたてつつ、移住・定住などの関係人口増加の政策も検討していきたいと考えています。事務所は役場２階旧社会教育課跡地にありますので、役場にお越しの際はぜひお立ち寄りください。
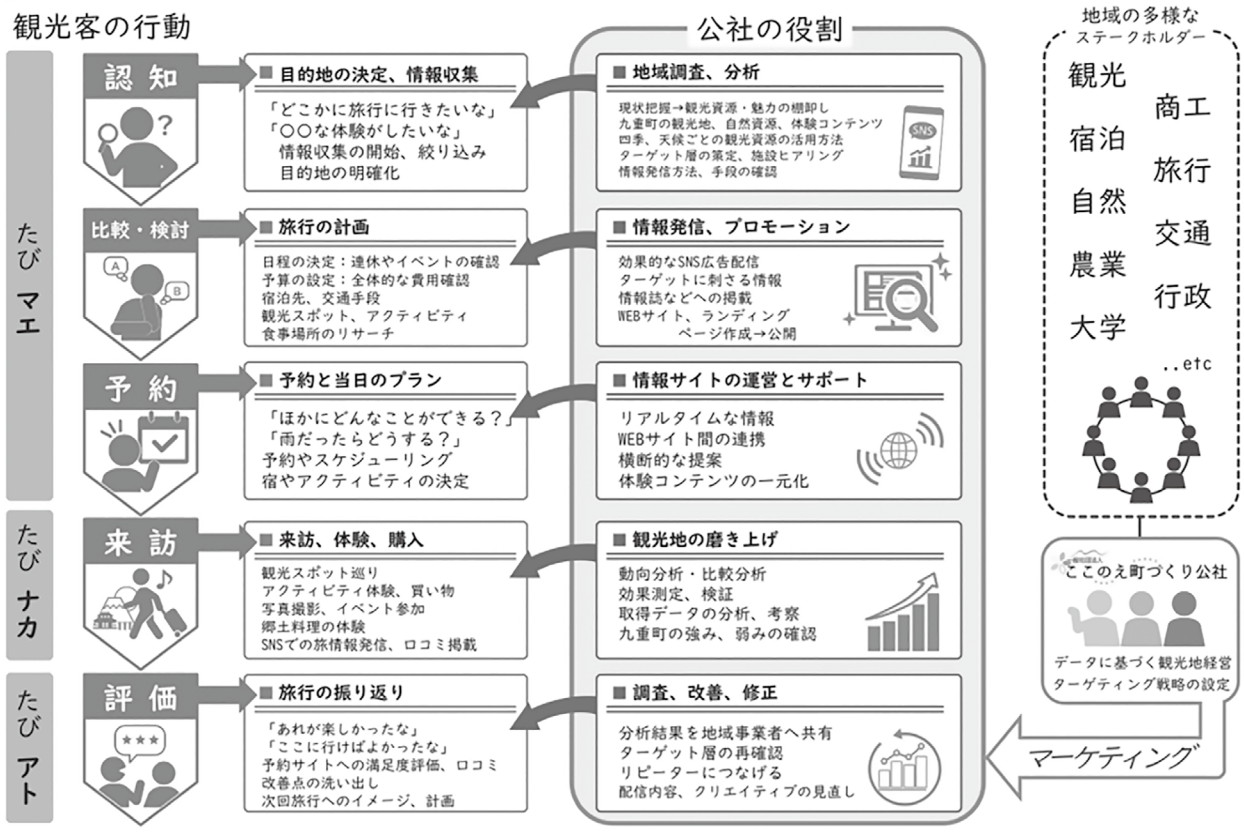
(一社)ここのえ町づくり公社の役割と観光振興のイメージ図